

令和2年度 菊池市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条及び法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和元年度菊池市における一般廃棄物処理計画を定める。

なお、災害廃棄物については、別に定める菊池市災害廃棄物処理計画に基づき、適正に処理を行う。

また、令和2年12月から予定されている、菊池環境保全組合の新ごみ処理施設試験運転期間中については、組合の計画に従い、本市及び対象となる市民等は、円滑なごみ処理区域の統合（移行）に向けた協力を行うものとする。

2 計画の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。

3 処理の対象区域

菊池市の処理計画対象区域は全域とする。

ただし、処理計画区域外で発生した一般廃棄物の処理については、他市町村等から事前に協議があり、本市一般廃棄物処理実施計画との調和がされた場合に限り搬入することができる。

面 積	276.85 km ²
世帯数	19,373世帯
人 口	48,041人

（世帯数及び人口は、令和3年3月31日現在見込み）

4 一般廃棄物の排出状況

前2ヶ年間（平成30、31年度）に排出された一般廃棄物の処理状況は、次のとおりである。

区分	平成30年度			平成31年度（令和元年度）			伸び率（%）
	搬入量	自 家 処理量	計	搬入量	自 家 処理量	計	
ごみ	13860.7 t	14.5 t	13875.2 t	14083.3 t	14.3 t	14097.6 t	1.6
し尿及び浄化槽汚泥	17662kl	246kl	17908kl	16941kl	228kl	17169kl	△4.1

5 一般廃棄物の処理主体

ごみ処理に係る収集運搬は、委託業者及び許可業者が行い、処分については、菊池・七城・旭志地区では、可燃ごみの固形燃料（RDF）化のみを直営で、その他のごみの処分は民間委託で行い、泗水地区では、全ての処分を菊池環境保全組合が行う。

し尿及び浄化槽汚泥等に係る収集運搬は許可業者が行い、処分を菊池広域連合が行う。

なお、火災等の自然現象以外で発生した火災ごみ等は、市及び組合処理施設で処理できない廃棄物は、排出者の責任で適正に処理を行うものとする。

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
ごみ	委託・許可	直営 委託 菊池環境保全組合	直営 委託 菊池環境保全組合
し尿、浄化槽汚泥等	委託・許可	菊池広域連合	菊池広域連合が委託

6 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項の各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないとされている。

また、既存の許可業者の能力や実績、本市における今後の一般廃棄物の排出量の推移などを考えると、既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な収集運搬及び処分が行われているため、原則として新規の許可は行わない。

なお、新たな法令等の整備や既存の許可業者の能力では対応できない品目の場合など、必要が生じた場合は、一般廃棄物処理業等審査会で慎重に審査する。

7 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみの排出抑制及び再資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

ごみの排出抑制を図るため、菊池市では次の事業を行う。

事業名	目的・内容	摘 要
生ごみ処理機等購入の補助	生ごみの排出抑制を図るため、処理機等の購入に対する補助を行う。	実施予定基数 10 基
資源ごみ（有価物）回収団体への補助（奨励金）	住民団体による回収促進を図るため、住民の資源ごみの回収に対する補助を行う。	登録団体数 47 団体
生活環境推進委員制度	各行政区から選出された生活環境推進委員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用の普及・啓発を図る。	行政区数 211 区

(イ) 再資源化の方法及び回収量小数点調整

分別により収集したごみについて、次のとおり再資源化を図る。

ごみの種類	再資源化の方法	回収量（t）	
可燃ごみ 資源ごみ 不燃ごみ 不燃粗大ごみ 埋立ごみ	菊池・七城・旭志地区の可燃ごみは、固形燃料（RDF）化し大牟田リサイクル発電所へ引き渡す。 菊池・七城・旭志地区の指定袋収集資源ごみ・不燃ごみ及び不燃粗大ごみは、委託業者ごみ系列で中間処理を行い、資源化出来ない埋立ごみを除き、資源物回収業者及び指定法人の再商品化受託者へ引き渡す。 泗水地区では、資源ごみは再資源化工場又は委託業者工場の資源ごみ系列により選別する。ガラス（その他のガラス及び茶色ガラスの特定事業者負担分）については選別後、指定法人の再商品化受託業者へ引き渡し、再商品化する。白色トレイ及び発泡スチロールは、委託業者工場にてマテリアルリサイクルした後、再生利用事業者へ引き渡す。また、プラスチック類（収集袋含む）は、プラスチック製容器包装を指定法人の再商品化受託業者へ引き渡す。それ以外のプラスチック類は、委託業者工場にてマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルした後、再生利用事業者へ引渡される。 その他のものについては、組合から再生事業者登録をしている業者へ売却し、再商品化または再利用される。 不燃ごみ・不燃粗大ごみ・埋立ごみは、再資源化工場の粗大ごみ系列により破碎し選別する。選別後、組合から再生事業者登録をしている業者へ売却され再商品化または再利用される。	スチール缶	43.0
		アルミ缶	57.0
		無色ガラス	36.0
		茶色ガラス	51.3
		その他色ガラス	14.0
		緑色ガラス	0.0
		活きびん	0.4t
		ペットボトル	134.0
		紙類	421.0
		古布	119.0
		プラスチック製容器包装	0.0
		プラスチック類	53.0
		白色トレイ・発泡スチロール	0.7
		金属類	130.0
		その他	9.0
RDF	4796.0		
廃電池	6.0		
廃蛍光管	3.0		
合 計		5873.4t	

(ウ) 関連施設の概要

施設	所在地	処理能力	処理対象物
(有) 菊池環境美化センター	菊池市森北 580 番地 1	180kg/h (選別、圧縮、梱包)	洒水地区以外の P E T ボトル
(有) オー・エス収集センター	熊本市北区楠野町 1046-2	25 t / 日 (選別・圧縮)	菊池・七城・旭志地区の不燃ごみ
Eco Village 旭	菊池市旭志麓 1250 番地 2	22.5t/8h×2 系列	洒水地区以外の可燃ごみ
菊池環境保全組合再資源化工場資源ごみ系列	菊池郡大津町大字 大津 115 番地	27.7t/5h (選別)	洒水地区の鉄製・アルミ製容器包装、ビン、古紙、古布、金属類、その他
有価物回収協業組合石坂グループ	菊池郡大津町杉水中谷 3746 番地	1t/6h (選別、圧縮、梱包)	洒水地区の P E T ボトル
		4.4t/8h (加工)	洒水地区のプラスチック類
	熊本市東区戸島町 2874 番地	0.6t/5h (溶融・固化)	洒水地区の白色トレイ・発泡スチロール
	菊池郡大津町杉水中谷 3746 番地	78.0t/8h (破碎)	菊池・七城・旭志地区の資源ごみ (C・D・E・F・G)
星山商店 (株)	熊本市武蔵ヶ丘 9 丁目 5 番 76 号	230.4 t / 8H (選別・破碎)	七城・旭志地区の不燃性粗大ごみ
菊池環境保全組合再資源化工場粗大ごみ系列	菊池郡大津町大字 大津 115 番地	16.3t/5h (破碎・選別)	洒水地区の屑鉄、アルミ、下鉄

イ 収集・運搬計画

(ア) 収集運搬するごみの種類と方法

a 排出者のごみ

収集運搬するごみは一般家庭から排出されるごみとする。事業活動によって生じたごみは収集運搬を行わないので、自ら適正な処理を行うか各施設へ直接搬入又は許可業者に依頼することとする。

なお、ごみ出しが困難であると市が認めた者については、別に定める要綱に基づき、戸別収集を行うなど、必要な支援を行うこととする。

b 分別の方法

菊池・七城・旭志地区では、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ (A～J での 8 種分別) を市指定ごみ袋で分別し、廃蛍光管・水銀含有物、廃食用油を拠点回収で分別する。

事業活動によって生じるごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物とに分別し、産業廃棄物については各排出者での処理とする。

洒水地区では、可燃ごみ・埋立ごみ・資源ごみ (A～J での 10 種分別) を市指定ごみ袋で分別し、資源ごみ I と廃蛍光管を拠点回収で分別する。

事業活動によって生じるごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物とに分別し、産業廃棄物については各排出者での処理とする。

c 収集主体

市指定ごみ袋は委託業者による収集とし、事業系一般廃棄物は自己搬入か許可業者による収集とする。

委託番号	委託業務名	収集区域等	委託目的	業者名 (住所)
			収集品目	
令2環委第1号	令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ袋）収集運搬業務委託（菊池A・B地区）	「令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託一覧」を参照	家庭ごみ（袋ごみ）の収集運搬	五嶋運輸合資会社 （菊池市大琳寺288番地5）
			A・B地区：燃やすごみ、資源物CD・EFG・H・J、不燃物	
令2環委第2号	令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ袋）収集運搬業務委託（菊池C・D地区）		家庭ごみ（袋ごみ）の収集運搬	(有)レッツクリーン （菊池市出田2510番地1）
			C・D地区：燃やすごみ、資源物H・J、不燃物	
令2環委第3号	令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ袋）収集運搬業務委託（菊池E地区外4）		家庭ごみ（袋ごみ）の収集運搬	神谷商店 （菊池市隈府502番地）
			E地区：燃やすごみ、資源物A～J、不燃物 F地区・G地区：資源物CD 七城地区・旭志地区：資源物CD・EFG	
令2環委第4号	令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ袋）収集運搬業務委託（菊池F・G地区）		家庭ごみ（袋ごみ）の収集運搬	(有)クリーン菊池 （菊池市原1448番地）
			F・G地区：燃やすごみ、資源物J	
令2環委第5号	令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ袋）収集運搬業務委託（七城地区）		家庭ごみ（袋ごみ）の収集運搬	(有)高塚環境保全 （菊池市七城町砂田1335）
			七城地区：燃やすごみ、資源物A・H・J、不燃物	
令2環委第6号	令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ袋）収集運搬業務委託（旭志地区）		家庭ごみ（袋ごみ）の収集運搬	クリーンエ社 （菊池市旭志新明160番地3）
			旭志地区：燃やすごみ、資源物A・H・J、不燃物	
令2環委第7号	令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ袋）収集運搬業務委託（菊池A地区外5）		家庭ごみ（袋ごみ）の収集運搬	(有)菊池環境美化センター （菊池市森北580番地1）
			■A・B地区：資源物A ■C・D地区：資源物A・CD・EFG ■F・G地区：資源物A・EFG・H・不燃物	
令2環委第8号	令和2年度一般廃棄物（特定品目）収集運搬業務委託（菊池A地区外4）		家庭ごみ（袋ごみ）の収集運搬	原料問屋下川商店 （菊池市隈府656番地11）
			A・B・C・D・E地区：特定品目	
令2環委第9号	令和2年度一般廃棄物（特定品目）収集運搬業務委託（菊池F地区外3）		家庭ごみ（袋ごみ）の収集運搬	(有)セーフティ （菊池市隈府1083番地）
			F・G・七城・旭志地区：特定品目	
令2環委第10号	令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ袋等）収集運搬業務委託（泗水地区）	泗水地区の全域	家庭ごみ（袋ごみ）の収集運搬	(株)セイブクリーン （合志市御代志1538番地1）
			泗水地区：燃やすごみ、資源物A～J、不燃物、特定品目等	

令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託 一覧

地区名		収集区域	燃やすごみ	資源物・不燃物	特定品目
【業務委託名】		燃やすごみ：毎週月曜・木曜 不燃物：第1水曜、特定品目：第1水曜	五嶋運輸	A： 菊池環境美化センター	下川商店
菊池A地区		資源物A： 第1金曜、資源物CD：第4金曜、資源物E F G：第2金曜		C D： 五嶋運輸	
【カレシター名】		資源物H： 第3火曜、資源物J：毎週水曜		E F G： 五嶋運輸	
菊池①地区		上町・立町、正院町、玉洋寺、高野瀬・遊蛇口・梅方・堀切		H： 五嶋運輸	
			J： 五嶋運輸	不燃物： 五嶋運輸	
【業務委託名】		燃やすごみ：毎週火曜・金曜 不燃物：第3水曜、特定品目：第3水曜	五嶋運輸	A： 菊池環境美化センター	下川商店
菊池B地区		資源物A： 第1木曜、資源物CD：第4木曜、資源物E F G：第2木曜		C D： 五嶋運輸	
【カレシター名】		資源物H： 第3月曜、資源物J：毎週水曜		E F G： 五嶋運輸	
菊池②地区		西正観寺、東正観寺、巨、築地、片角		H： 五嶋運輸	
			J： 五嶋運輸	不燃物： 五嶋運輸	
【業務委託名】		燃やすごみ：毎週火曜・金曜 不燃物：第2水曜、特定品目：第2水曜	レッツクリーン	A： 菊池環境美化センター	下川商店
菊池C地区		資源物A： 第1月曜、資源物CD：第4水曜、資源物E F G：第2木曜		C D： 菊池環境美化センター	
【カレシター名】		資源物H： 第3月曜、資源物J：毎週水曜		E F G： 菊池環境美化センター	
菊池③地区		上西寺・中西寺・下西寺・辻・南古閑・北古閑・野間口・神楽・大森寺・北宮		H： レッツクリーン	
			J： レッツクリーン	不燃物： レッツクリーン	
【業務委託名】		燃やすごみ：毎週月曜・木曜 不燃物：第1水曜、特定品目：第1水曜	レッツクリーン	A： 菊池環境美化センター	下川商店
菊池D地区		資源物A： 第1金曜、資源物CD：第4水曜、資源物E F G：第2金曜		C D： 菊池環境美化センター	
【カレシター名】		資源物H： 第3火曜、資源物J：毎週水曜		E F G： 菊池環境美化センター	
菊池④地区		中町・下町・切明・迎町・中央通・横町・栄町・北原・立石・築紫尾		H： レッツクリーン	
			J： レッツクリーン	不燃物： レッツクリーン	
【業務委託名】		燃やすごみ：毎週火曜・金曜 不燃物：第2水曜、特定品目：第2水曜	神谷商店	A： 神谷商店	セーフティ
菊池E地区		資源物A： 第1月曜、資源物CD：第4木曜、資源物E F G：第2木曜		C D： 神谷商店	
【カレシター名】		資源物H： 第3月曜、資源物J：毎週水曜		E F G： 神谷商店	
菊池⑤地区		梁川・村田・上長田・下長田・大塚・東原・今・甲森北・乙森北・上古閑・上赤星・下赤星		H： 神谷商店	
			J： 神谷商店	不燃物： 神谷商店	
【業務委託名】		燃やすごみ：毎週月曜・木曜 不燃物：第4水曜、特定品目：第4水曜	クリーン菊池	A： 菊池環境美化センター	セーフティ
菊池F地区		資源物A： 第1火曜、資源物CD：第4金曜、資源物E F G：第2金曜		C D： 神谷商店	
【カレシター名】		資源物H： 第3火曜、資源物J：毎週水曜		E F G： 菊池環境美化センター	
菊池⑥地区		寺川野・染土・長野・竜門1・雪野・小木・鳳来・グリン・上出田・下出田・壺古閑・広瀬・木柑子・花商店・西迫間・七坪・市野瀬・中野瀬・栗迫間・太田・戸豊水・大柿・菊池平野・茂藤里・篠倉・伊倉・通園・金峰・生沢・木佐木・滝黒仁田		H： 菊池環境美化センター	
			J： クリーン菊池	不燃物： 菊池環境美化センター	
【業務委託名】		燃やすごみ：毎週火曜・金曜 不燃物：第3水曜、特定品目：第3水曜	クリーン菊池	A： 菊池環境美化センター	セーフティ
菊池G地区		資源物A： 第1木曜、資源物CD：第4木曜、資源物E F G：第2木曜		C D： 神谷商店	
【カレシター名】		資源物H： 第3月曜、資源物J：毎週水曜		E F G： 菊池環境美化センター	
菊池⑦地区		旧：B地区の水源地域・C地区（沼原・水迫） 菊池佐野・鶴倉・原細水・日生野・下船・長六・岩平・塚原・伊年田・神鶴・菊池松島・日向・柿木平・中原・藤田・上木庭・菊池佐野・鶴倉・原細水・日生野・下船・長六・岩平・塚原・伊年田・古川・立門・戸城・永山・伊野・木護・柏・鉾の甲・移生		H： 菊池環境美化センター	
			J： クリーン菊池	不燃物： 菊池環境美化センター	
【業務委託名】		燃やすごみ：毎週月曜・木曜 不燃物：第1水曜、特定品目：第1水曜	高塚環境保全	A： 高塚環境保全	セーフティ
七城地区		資源物A： 第1火曜、資源物CD：第4金曜、資源物E F G：第2金曜		C D： 神谷商店	
【カレシター名】		資源物H： 第3火曜、資源物J：毎週水曜		E F G： 神谷商店	
七城地区		山崎、上水次、下水次、岡田、流川、辺田、岩坂、高田、台、瀬戸口、甲佐町、新古閑、清水、宮園、茹入、戸田島、七城田中、本村、加恵、内海、西郷、羽根木、蟹穴間所、岩瀬、前川、板井、椎田、林原、元村、打越、内島、小野畠、七城松島、上橋田、下橋田、大尺		H： 高塚環境保全	
			J： 高塚環境保全	不燃物： 高塚環境保全	
【業務委託名】		燃やすごみ：毎週月曜・金曜 不燃物：第2水曜、特定品目：第2水曜	クリーソーエ社	A： クリーソーエ社	セーフティ
旭志地区		資源物A： 第1火曜、資源物CD：第4水曜、資源物E F G：第2木曜		C D： 神谷商店	
【カレシター名】		資源物H： 第3火曜、資源物J：毎週水曜		E F G： 神谷商店	
旭志地区		小川、姫井、カの原、橋原、岩本、伊萩、北沢ケ水、南沢ケ水、湯舟、高帆、平、小原、津路、妻越、大迫、高水、伊萩、片川瀬、尾足、川上、川下、出分、川辺南、あさひのみ丘		H： クリーソーエ社	
			J： クリーソーエ社	不燃物： クリーソーエ社	

ごみの種類	収集 主体	収集 方式	収集 回数	収集袋	収集運搬業者（住所）
事業系 可燃ごみ	許可	事業所	不定期	指定無	○(有)菊池環境美化センター(菊池市森北 580 番地 1) ○(公社)菊池市シルバー人材センター(菊池市片角 298 番地 4) ○神谷商店(菊池市隈府 502 番地) 菊・七 ○金岡商店(株)(熊本市南区富合町釈迦堂 611 番地) 菊 ○(有)セーフティー(菊池市隈府 1083 番地) 菊 ○緒方養豚業(菊池市原 1742 番地) 菊 (契約している 17 事業所) ○西技工業(株)(福岡市中央区渡辺通 2 丁目 9-22) 菊 ○(株)永野商店(熊本市北区室園町 10-22) 七・旭・泗 ○(株)西原商店(熊本市中央区八王寺町 29 番地 8)七・泗・旭(柳河精機限定) ○有価物回収協業組合石坂グループ(熊本市東区戸島 2874 番地) 七・泗 ○(有)高塚環境保全(菊池市七城町砂田 1262 番地 1) 七 ○(株)新九州建設運輸(熊本市北区植木町木留 751 番地) 七 ○クリーンエ社(菊池市旭志新明 160 番地 3) 旭 ○(株)セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1) 泗 ○(株)グリーンロジスティクス(菊池郡大津町杉水 2506 番地) 旭・泗 ○(株)サンレイメディカル(阿蘇郡西原村布田 834 番地 171) 泗 ○(有)宇都宮産業(合志市須屋 1375 番地 33) 泗 ○大東商事(株)(熊本市北区楠野町 453 番地 1) 泗 ○平智合同会社(菊池市四町分 2210 番地) ○合同会社ファームサービス(熊本市東区健軍 4 丁目 8-13-103) 泗(刈込・ディスプレイ限定) ○ペット・メモリアル菊池やすらぎの丘(菊池市北宮 279 番地 1)
し尿	許可		定期		○(有)旭衛生舎(菊池市野間口 345 番地) 菊・七・旭 ○(株)セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1) 泗
浄化槽汚泥等	許可		定期		○(有)旭総合メンテナンス(菊池市野間口 345 番地) 菊・七・旭 ○(株)セイブクリーン(合志市御代志 1538 番地 1) 泗
し尿 浄化槽汚泥等	(市外から処理施設への搬入)				○(有)日野環境(菊池郡大津町大字 132) 菊 荷卸限定 ○中野衛生(有)(菊池郡菊陽町原水 5313 番地 3) 菊 荷卸限定

(イ) 収集区域の範囲と収集運搬するごみの量
収集区域は、菊池市の全域とする。

ごみの種類	計画収集人口 (人)	自家処理人口 (人)	収集量 (t)		直接搬入量(t)	自家処理量(t)	総計 (t)
可燃ごみ (粗大含む)	48,041	161	直 営	5.0	490.0	13.5	11,851.5
			委 託	7,753.0			
			許可業者	3,590.0			
			可燃ごみ計	11,348.0			
不燃、埋立 ごみ	48,041	0	直 営	9.0	20.0	0.0	269.0
			委 託	240.0			
			許可業者	0.0			
			不燃ごみ・ 埋立ごみ計	249.0			
資源ごみ (電池、蛍光 管含む)	48,041	0	直 営	0.0	24.0	0.0	1,418.2
			委 託	1,394.2			
			許可業者	0.0			
			資源ごみ計	1,394.2			
不燃粗大 ごみ	48,041	0	直 営	0.0	80.0	0.0	140.0
			委 託	60.0			
			許可業者	0.0			
			不燃粗大 ごみ計	60.0			
計	48,041	161	ごみ排 出量計	13,051.2	614.0	13.5	13,678.7

(ウ) 中継施設の概要
菊池市には、中継施設はなし。

ウ 中間処理計画

(ア) 中間処理施設に搬入されるごみの搬入者別内訳量

収集量 (t)			直接搬入 (t)	合計 (t)
直営	委託	許可		
14.0	9,447.2	3,590.0	614.0	13,665.2

(イ) ごみの種類別処分方法

ごみの種類	処分方法	中間処理量	処理区分
可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	菊池・七城・旭志地区は、エコヴィレッジ旭で固形燃料化し、大牟田リサイクル発電所へ搬出する。 泗水地区は、東部清掃工場で焼却処理を行い、可燃性粗大ごみは組合の再資源化工場で破碎し、可燃ごみと一緒に東部清掃工場で焼却処理を行う。	11837.Ot	固形燃料化 焼却
資源ごみ	菊池・七城・旭志地区は、民間の資源ごみ系列で選別し、資源物を回収のうえ、再資源化等を行う。可燃残渣は、エコヴィレッジ旭で固形燃料化し、不燃残渣は民間処分場で埋立処分を行う。 泗水地区については、組合施設及び委託業者工場で選別し、資源物を回収のうえ収集袋などの残渣でリサイクル出来るものはマテリアルリサイクルやRPFなどに加工される。それ以外の可燃物は東部清掃工場で焼却処理、不燃物は組合の最終処分場で埋立処分を行う。	907.Ot	選別 圧縮 梱包 加工 溶融 固形化 破碎
不燃ごみ 不燃性粗大ごみ 埋立ごみ	菊池・七城・旭志地区は、民間の資源ごみ系列で選別し、資源物を回収のうえ可燃残渣は民間の資源ごみ系列で再度選別のうえ焼却施設で焼却処理し、不燃残渣は民間の最終処分場で埋立処分を行う。 泗水地区は、組合の再資源化工場の粗大ごみ系列で破碎し、資源物を回収のうえ可燃残渣は東部清掃工場で焼却し、不燃物は組合の最終処分場で埋立処分を行う。	651.Ot	破碎 選別 圧縮
合計		13395.Ot	

(上記以外の中間処理委託業者)

ごみの種類	処分方法	委託量
廃乾電池	菊池・七城・旭志地区は民間の専門業者で、泗水地区は組合の再資源化工場にて選別・保管後、民間の専門業者に委託し処理を行う。	6.Ot
廃蛍光管		3.Ot

(ウ) 処理施設の概要

a 焼却施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象	処理量 (t)	残渣量 (t)
菊池環境保全組合東部清掃工場	大津町古城 1046-2	全連続焼却炉	135t / 24h	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ 可燃性残渣(処理残渣可燃物)	3117.0	375.0

b 焼却施設以外の処理施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物	処理量 (t)	残渣量 (t)	
菊池環境保全組合再資源化工場粗大ごみ系列	菊池郡大津町 大津 115 番地	衝撃せん断回転式破碎機	16.3t/ 5h	不燃性粗大・不燃・埋立・資源ごみの一部	73.0	可燃残渣	9.0
						不燃残渣	29.0
菊池環境保全組合再資源化工場資源ごみ系列	菊池郡大津町 大津 115 番地	手選別ライン等	27.7t/ 5h	資源ごみ (PET ボトル、白色トレイ・発泡スチロール、プラスチック類以外)	223.0	可燃残渣	31.0
委託業者資源ごみ系列	菊池郡大津町 杉水 3746 番地	手選別ライン等	1t/6h	P E T ボトル	102.0		
		減溶器等	4.4t/ 8h	プラスチック類			
	熊本市東区戸島町 2874 番地	溶融固化装置	0.6t/ 5h	白色トレイ、発泡スチロール			
	熊本市武蔵ヶ丘 9 丁目 5 番 76 号	(選別・破碎)	230.4 t /8H	七城・旭志地区の不燃性粗大ごみ	50.0	不燃残渣	5.0
Eco Village 旭	菊池市旭志麓 1250 番地 2	RDF 化プラント	22.5t/ 8h× 2 系列	可燃ごみ	8720.0	不燃残渣	72.0
委託業者不燃・不燃粗大ごみ系列	熊本市北区楠野町 1046-2	選別・圧縮	25t/日	不燃・不燃粗大ごみ	528.0	可燃残渣	60.0
						不燃残渣	267.0
委託業者資源ごみ系列	菊池市森北 580 番地 1	圧縮梱包機、手選別	180kg /h	P E T ボトル	108.0	可燃残渣	0.0
						不燃残渣	0.0
委託業者資源ごみ系列	菊池郡大津町 杉水 3746 番地	手選別ライン等	78.0t/ 8h	菊池、七城、旭志地区の資源物 C・D・E・F・G	474.0	可燃残渣	0.0
						不燃残渣	0.0

○ 資源物の売却計画

破碎・選別・圧縮・加工した後に売却できるものは、次のとおりである。

資源物の種類	売却先	売却量 (t)
アルミ容器包装、段ボール、紙類、衣類、活きビン類、下鉄、屑鉄、アルミ、無色ガラス、ペットボトル ※泗水地区	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合石坂グループ	213.4
新聞紙・折込みチラシ、雑誌・本・その他の紙、布類、段ボール、牛乳パック類	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合石坂グループ	474.0
アルミ缶、スチール缶、金属類	熊本市北区楠野町 1046-2 (有)オー・エス収集センター	180.0
無色ガラス	市が委託した民間業者	29.0
ペットボトル	市が委託した民間業者	108.0
茶色ガラス（特定事業所負担分）	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合石坂グループ	63.0
その他色ガラス（特定事業所負担分）	熊本市東区戸島町 2874 番地 有価物回収協業組合石坂グループ	16.0

エ 最終処分計画

(ア) 施設に搬入されるごみの内訳

施設名	直接	焼却灰	その他の 処理残渣	合計
菊池市一般廃棄物最終処分場	0t	0t	5.0t	5.0t
菊池環境保全組合楽善埋立処分場	0t	375.0t	85.0t	460.0t
計	0t	375.0t	85.0t	460.0t

施設名	エコヴィレッジ旭の 処理残渣	泗水地区以外 の処理残渣	合計
民間一般廃棄物最終処分場	72.0t	195.0t	267.0t

(イ) 埋立計画

固形燃料化処理残渣及び泗水地区以外の区域の民間委託した再資源化処理後の不燃性残渣は、菊池市一般廃棄物最終処分場又は民間の最終処分場に埋立処分する。

菊池環境保全組合東部清掃工場で焼却処理後の焼却灰、キレート固化処理後の飛灰並びに組合再資源化工場で資源ごみの選別加工後の不燃性残渣及び粗大ごみ・不燃ごみを破碎選別後の不燃性残渣について、菊池環境保全組合楽善埋立処分場に埋立処分する。

(ウ) 最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	残余容量 (㎡)	埋立計画量 (㎡)
菊池市一般廃棄物最終処分場（暫定施設）	菊池市小木 1711 番地 45	1,127	5,000	2,500	埋立量 5.0 覆土量 0 合 計 5.0
菊池環境保全組合楽善埋立処分場	菊池郡大津町大津 115 番地	16,700	102,200	菊池環境保全組合の処理計画による。	

菊池環境保全組合施設の埋立計画量は、構成市町全体の量である。

オ その他

(ア) 特別管理一般廃棄物

a PCBを部品中に用いた廃電気製品（エアコン・テレビ・電子レンジ）については、原則としてメーカー処理とする。

b 感染性一般廃棄物

排出者において自己処理又は専門業者委託で処理する。

(イ) メーカーによりリサイクルする一般廃棄物

特定家庭用機器、パソコン、二輪車及び自動車は、メーカーによるリサイクルとする。

(ウ) 適正処理困難物

a 泗水地区の適正処理が困難な（環境工場へ搬入を禁止する）一般廃棄物については、次のとおりとする。

区分	ごみ種	
①有害性のあるごみ	硫酸、硝酸等の劇薬、殺虫剤、消毒剤等の農薬、化学薬品、その他有害性のあるごみ	
②危険性のあるごみ	日本刀、銃弾、バッテリー、ガスボンベ、（穴を開けたカセットコンロ用を除く）、消火器、その他危険性のあるごみ	
③引火性のあるごみ	灯油、シンナー、廃油、オイル、その他引火性のあるごみ	
④著しく悪臭を発するごみ	おむつ等の汚物、その他著しく悪臭を発するごみ	
⑤特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物等	
⑥前各号に定めるもののほか組合長が処理施設の機能に支障があると認めるごみ	ゴム等	廃ゴムタイヤ、ベルトコンベア等
	金属類	ドラム缶、自動車関係部品、ピアノ、バイク、金庫（手さげ金庫を除く）、農機具類、鉄塊（鉄アレイ、金属工具）、ワイヤー、鉄鋼類（棒鋼、ガス管、足場用番線の束、L 40×40 以上）、電気温水器、太陽熱温水器、電動機（家電製品以上）、流し台、その他幅 1.5m長さ 2.0m高さ 1.0mを越える金属製品
	空かん類	線虫消毒薬、毒薬、オイル、塗料等の入っていた空かん
	木製品類	幅 1.5m長さ 2.0m高さ 1.0mを越える木製品
	木竹片	直径 10cm を越えるもの、長さ 2.0mを越えるもの
	動物の死がい	実験した動物
	家屋解体及び改造に係わるもの	家屋解体及び改造に係わる廃材、ワラ及びカワラ、ブロック、基礎石、コンクリート等のガレキ類
	その他	畑、山等で生じたもの（木の根、竹の根、ワラ等）、ボウリング用ボール

ｂ 泗水地区以外の区域の適正処理が困難な一般廃棄物については、次のとおりとする。

区 分	ご み 種 の 例 示		処分にかかわる市長の指示	
① 有毒性のあるごみ	硫酸、硝酸等の劇薬、殺虫剤、消毒剤等の農薬、化学薬品 その他有害性のあるごみ		その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者に処理を委託する。	
② 危険性のあるごみ	日本刀、銃弾、バッテリー、ガスボンベ、（穴を開けたカセットコンロ用を除く。）、消火器、その他危険性のあるごみ			
③ 引火性のあるごみ	灯油、シンナー、廃油、オイル、その他引火性のあるごみ			
④ 著しく悪臭を発するごみ	おむつ等のふん尿		おむつ等の中の汚物を除去する。	
⑤ 特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物、エアコン、テレビ及び電子レンジに含まれる PCB 製品		感染性廃棄物は、専門許可業者に処理を委託する。PCB 部品は、製造業者により PCB 使用部品の除去を受ける。	
⑥ 前各号に定めるもののほか、市長が処理施設の機能に支障があると認めるごみ	環境大臣が指定した適正処理困難物		その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者、スクラップ業者に処理を委託する。	
	金属類	ドラム缶、自動車関係部品、ピアノ、バイク、金庫、（手さげ金庫を除く。）、農機具類、エンジン、鉄塊（鉄アレイ、金属工具）、ワイヤー、鉄鋼類（棒鋼、ガス管、足場用番線の束L40×40 以上）、電気温水器、太陽熱温水器、電動機（家電製品以上）、流し台	その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者、スクラップ業者に処理を委託する。	
		巾 1.5m長さ 2.0m高さ 1.0m以上の金属製品		
	空き缶類	線虫消毒薬、毒薬、オイル等の入った空き缶	その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者、スクラップ業者に処理を委託する。	
	家屋解体及び改造にかかわるもの	家屋解体及び改造に係わる廃材、ワラ及びカワラ、ブロック、基礎石、コンクリート等のガレキ類	産業廃棄物処理業者に処理を委託する。	
	畑山等のごみ	畑山等で生じたもの（木の根、竹の根、ワラ等）	排出者自ら処理する。	
	動 物 の 死 骸		実験した動物、小動物以外の動物	排出者自ら処理する。
	前処理が必要なごみ	木製品	幅 1.5m、長さ 2.0m、高さ 1.0m以上の木製	幅 1.5m、長さ 2.0m、高さ 1.0m以下に切断する。
		竹木片類	直径（対角線）10cm 以上で長さ 2.5m以上のもの	直径（対角線）10cm 以下で長さ 2.5m以下に切断する。
		危険物	カセットコンロのボンベ、スプレー缶、ライター	使い切ってから火気のない、風通しのよい場所で穴をあける。
マッチ、花火			使い切る。	
石油ストーブ等の発火するおそれのあるもの			燃料、電池を取り除く。	

(工) 住民に対する広報啓発活動

- a 広報誌、チラシ等による啓発 b 研修、廃棄物処理施設見学の実施
c 出前講座の実施 d 生活環境推進委員研修会の開催

(2) 生活排水処理計画
ア 生活排水処理人口

1	計画処理区域内人口	48,041 人
2	水洗化・生活排水処理人口	41,051 人
	(1) 下水道	29,842 人
	(2) 農業集落排水	3,997 人
	(3) コミュニティ・プラント	0 人
	(4) 合併処理浄化槽	7,212 人
3	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	3,042 人
4	非水洗化人口	3,948 人
	(1) 計画収集人口（汲取り）	3,685 人
	(2) 自家処理人口	263 人
5	計画処理区域外人口	0 人

イ 収集運搬計画

(ア) 収集運搬する生活排水の種類と方法

a 種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

b 方法

許可業者により収集運搬し、菊池広域連合クリーンセンターに搬入する。

c 収集回数及び収集方法

し尿収集は許可業者による原則月 1 ～ 2 回の個別収集を実施し、特別な事情がある場合は、臨時収集を実施する。

浄化槽汚泥は、排出者と許可業者との契約により個別収集を実施する。

生活排水の種類	収集主体	区域	収集運搬業者（住所・氏名）
し尿	許可	洒水地区（一部を除く） 以外の区域	菊池市野間口 345 番地 有限会社旭衛生舎 代表取締役 富岡 庸一郎
浄化槽汚泥等	許可	洒水地区（一部を除く） 以外の区域	菊池市野間口 345 番地 有限会社旭総合メンテナンス 代表取締役 富岡 庸一郎
し尿・浄化槽汚泥等	許可	洒水地区（一部を除く）	合志市御代志 1538 番地 1 株式会社セイブクリーン 代表取締役 坂井 さゆり

(イ) 収集運搬する区域と収集運搬するし尿及び浄化槽汚泥の量
収集区域は、菊池市の全域とする。

(単位：kℓ)

生活排水の種類	計画収集量				自家処理量	総 計
	直 営	委 託	許 可	計		
し尿			2,722	2,722	134	16,810
浄化槽汚泥等			13,954	13,954		
合計			16,676	16,676		

(ウ) 中継施設の概要
菊池市には、中継施設はなし。

ウ 中間処理計画

(ア) 中間処理施設へ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入者別内訳量

(単位：kℓ)

種 類	直 営	委 託	許 可	合 計
し尿	0	0	2,722	2,722
浄化槽汚泥	0	0	13,954	13,954

(イ) 処分方法

種 類	処 分 方 法	中間処理量(kℓ)		
		施設処理	下水道投入	計
し尿及び 浄化槽汚泥	菊池広域連合クリーンセンター花房において処理する。し渣については、菊池環境保全組合立東部清掃工場にて焼却処分する。消化汚泥及び余剰汚泥については、センターの堆肥化施設にて堆肥化し、農地還元する。	16,676		16,676

(ウ) 処理施設の概要

施設名	所在地	型 式	処理能力	処理量 (kℓ)	残渣量 (t)
クリーンセンター花房	菊池市木柑子 1294	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式	96 kℓ/日	26,111	138

※構成市町すべての処理量

エ 最終処分計画（菊池広域連合の計画）

(ア) 処分する量

処分方法	種 類				
	焼却灰	汚泥	有機液肥	し尿	浄化槽汚泥
埋 立	t	t	kℓ	kℓ	kℓ
農地還元	t	138 t	kℓ	kℓ	kℓ
海洋投入	t	t	kℓ	kℓ	kℓ

(イ) 処分方法

消化汚泥及び余剰汚泥については、センターの堆肥化設備で堆肥化し農地還元する。中間処理できない一部のし尿等（清掃汚泥）は、業者委託により陸上処理する。